

平成21年 6月 1日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18730046
 研究課題名（和文） 裁判員による公判審理への実質的参加の保障
 研究課題名（英文） Materialization of substantial participation in the criminal trial by lay judge

研究代表者

池田 公博 (IKEDA KIMIHIRO)
 神戸大学・大学院法学研究科・准教授
 研究者番号 70302643

研究成果の概要：職業裁判官と裁判員との協働が求められる裁判員制度において、裁判員の関与が単なるお飾りではない実質的なものとなるための諸条件について検討を加えた。これによれば、職業裁判官は、専門家として審理の進行を適切に整序し、協働の前提となる裁判員の理解を促進することに注力すべきとされる一方、裁判員の側でも、社会生活上の経験をふまつつも、報道等により形成される予断に左右されることなく、審理において現れた証拠と法に基づき、それらの評価をめぐる裁判官との議論を経て、判断に到達しようとする姿勢が求められる。裁判員制度が目的として掲げる司法に対する信頼の確保は、こうした過程が十全に機能することによってよりよく果たされるものと考えられる。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000	0	1,100,000
2007年度	800,000	0	800,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	210,000	2,810,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：裁判員制度、参審制、陪審制、公判手続、報道の自由、予断防止

1. 研究開始当初の背景

刑事司法への国民参加の可能性を開く裁判員制度の導入に際し、これまで基本的には職業法律家によって担われることを前提としてきたわが国の刑事手続、及びこれを支える法制度は、その基本的な立場も含めて変革に直面している。とりわけ、法律の専門家でない裁判員にとってわかりやすい司法を実現し、その参加を実質的に意義のあるものとするために、公判手続の基本的な構造に影響

する制度改革が、刑事訴訟法の改正、とりわけ公判審理手続の充実・迅速化を企図する公判前整理手続の導入により行われ、またこれにとどまらず、運用の局面でも更なる工夫が求められる。

2. 研究の目的

新たな状況への対応が、適正・公平を旨とする刑事手続の基本的原則をないがしろに

するものであってはならないことはいまでもない以上、刑事手続において保障されるべき基本的な諸価値が、そうした措置が取られることによりどの程度制約を迫られるか、といった点からの検討が不可欠である。そのため、本研究は、参加の実質化に向けた立法的・ないし解釈論・運用上の考えられる対応の妥当性を検証する前提として、基本的な原則の意義及び射程に改めて検討を加え、その現代的な状況における意義を明らかにすることを、その目的とするものである。

より具体的には、以下の通りである。

(1) 公判審理への関与を実質化する措置の妥当性の検証

裁判員制度の導入を契機とし、その参加を実質化し、またその前提として公判審理を充実・迅速化する措置として、公判前整理手続において争点整理が行われ、またそのための証拠開示制度が整備されることとなった。いうまでもなく、こうした措置については、制度としてのみならず、実際の運用の局面で行われる個別具体的な手続ないし処分についても、その妥当性が問われる必要がある。本研究は、公判手続の基本的な構造の意義を改めて明確にしたうえで、制度それ自体のみならず、そのもとで行われる具体的な処置についても、その妥当性に検討を加える判断枠組を定立することを、その具体的な目的の一つとする。

(2) 判決形成への関与を実質化する措置のあり方の検討

また、裁判員がいかに審理に実質的に参加し、その内容を理解しえたとしても、その後裁判員が職業裁判官と共に判決を形成する際に、そのための協議が実質的に両者の意見を参照して行われるものでなければ、国民に参加を求める意義は著しく減殺されてしまう。この点に鑑み、判決形成を含めて関与を実質化させる措置について検討することも、本研究の具体的な目的の一つである。

3. 研究の方法

公判審理手続に対する国民参加のあり方を論じた文献資料および書籍を収集すると同時に、国内の研究者との議論を通じて、国民参加制度を巡るわが国の議論についての基本的な視座を獲得した。並行して、既に国民参加制度を導入している諸外国、特にアメリカ、ドイツを中心として、国民参加制度を採用することに伴って、公判審理において生起している具体的な問題点についても調査し、検討を加えた。

また、実務家の問題関心に配慮するため、

機会を捉えて実務家と交流し、かつこれを維持するべく、裁判官等の実務家と共同して開催している神戸大学判例刑事法研究会、あるいは東京大学刑事判例研究会に参加し、実務上の問題点について意見交換を行うとともに、裁判員の関与についての率直な意見を聞く機会を設け、研究の進展に際して参考にした。なお、実務関係者から意見を聴取するに際しては、守秘義務等に配慮して、事前の調査を徹底し、質問事項を工夫した。

そのほか、各裁判所で実施されている裁判員裁判の模擬裁判を傍聴する機会を得て、裁判官による審理の進行や、評議における裁判員の議論の様子などを観察し、分析に役立った。

4. 研究成果

(1) 裁判員制度と報道の自由

① 報道により国民の間に予断が形成されるおそれと、これに対する対処の在り方

裁判員が公判審理を経て、裁判に関与するに際しては、法と証拠、そしてこれらをめぐって裁判官、裁判員との間で交わされる議論に基づいて判断を下す姿勢が求められる。しかし他方で、事実認定者が事前に報道に接し、事件に対する醸成される一定の見方に強く影響されると、証拠に基づく事実認定という要請が形骸化させられるおそれが生じる。この点を踏まえ、とりわけ職業的訓練を受けていない裁判員との関係で、その関与を報道により生じる偏見に左右されない実質的なものとするために、報道機関、司法機関、そして国民の側に、どのような意識が求められるかについて検討を加えた。

具体的には、本研究期間において、報道の自由の意義と刑事手続におけるその位置づけについて検討を加える一方（後掲研究業績：書籍①）、この成果を踏まえて、とりわけ裁判員制度との関係で、報道機関による報道の位置づけ、報道に求められるあり方、そして、潜在的には裁判員となりうる、報道の受け手である国民に求められる姿勢を明らかにした（後掲研究業績：雑誌論文④）。

この研究は、一方において裁判員制度施行後は、とりわけ刑事事件の事実関係をめぐる報道において、報道機関に謙抑的な姿勢が求められるという議論が高まる中において、報道内容に対する直接的な規制を設けることの可否を検討し、これに消極的判断を示しつつも、他方で、報道機関の有する社会的な影響力と、これに対する規範的な評価をふまえる形で、報道機関に最低限求められる報道姿勢の在り方を、相当程度具体的に示すことが

できたもので、この問題についての現実的な解決策を示したものとして、評価に値するものと思われる。また、本業績の示した報道の位置づけは、今後、報道機関、国民の側で、報道の在り方を考える際の手がかりともなる。

②憲法上、刑事手続上の報道の自由の位置づけ

また、報道の自由そのものの刑事手続における位置づけについて検討を加えた業績（後掲研究業績：書籍①）は、刑事手続法のみならず、憲法、メディア法分野の最新の業績について、諸外国（ドイツ連邦共和国およびアメリカ合衆国）の動向も踏まえつつ調査し、かつ検討を加えたものである。異なる分野にまたがる問題であり、個別の事案処理を手がかりとした検討が加えられるにとどまっていた問題領域について、掘り下げた検討を加えるとともに、問題状況を把握するための大きな枠組みを提示した業績であり、その意義は大きいものと思われる。本業績を通じて明らかになった、憲法上および刑事手続法上の報道機関の位置づけは、今後も、報道機関のあり方を考える上で基礎とされるべきものであり、実際、先述したとおり、裁判員制度との関係を検討する際にも有意義な分析枠組を提供するものとなった（後掲研究業績：雑誌論文④）。

(2)裁判官による判断の理由付けの妥当性

裁判員による関与が要請される裁判においても、職業裁判官のみが判断を下すべきとされる事項が存在する。これらの事項について適切な判断を下すことは、裁判員制度導入後も同様に必要不可欠なことであり、裁判員が関与できない判断であるがゆえに、その理由付けは裁判員にも提示可能な分かりやすいものであることが求められるとも考えられる。このような観点から、裁判例においてその処理が問題とされた技術的な事項（後掲研究業績：雑誌論文①および②）について、その理由付けおよび理論的な位置づけについて検討を加えた。

これらの検討はきわめて技術的なものではあるが、司法制度がそれ自体として説明可能な理由付けに依拠して運営されていること、および、そのことに対する国民からの信頼を確保するための、いわば基礎的な作業としての意義を認めることができよう。

(3)裁判員の関与しない制度の構想に際しての配慮

また、裁判員制度の下でも、種々の考慮から、裁判員が関与する可能性のある手続は限

定的なものとしてされている。しかし、その関与が過度に限定的なものとしてされるならば、司法制度に対する信頼を増進するという裁判員制度の目的の実現にとって望ましい事態とはいえない。そのため、ある手続について、裁判員の関与を除外する可能性を検討するに当たっては、裁判員制度の趣旨目的もふまえた検討が必要となる。この点、本研究期間中、とりわけ捜査手段としての司法取引の導入可能性を検討した論考（後掲研究業績：雑誌論文③）では、裁判員制度と同様、公判審理に対する国民の関与可能性を認めながらも、国民が手続に関与する以前の段階における、司法取引による手続打切りないしこれに類似する運用を行っている諸外国（ドイツ連邦共和国およびアメリカ合衆国）の議論状況を踏まえつつ、司法取引の結果公判請求されない、あるいは免訴判決の対象とされることによって、一定の重大事件が裁判員、および検察審査会による関与のプロセスから除外される可能性をもふまえつつ、その適否について検討を加えた。

司法取引をめぐる議論自体が活発とはいえない中、裁判員制度の導入によって司法制度が転換点を迎えていることを踏まえて、その当否について現実的な検討を加えた点に、本業績の意義が認められるものと思われる。また、本業績は、今後その他の新たな捜査手法の導入の当否を検討するに際しても、踏まえらるべき視点を提示したものであるといえる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

- ①池田公博「新たな捜査手段—いわゆる「司法取引」との関係を中心に」ジュリスト 1370号 93頁-100頁、2009年、査読無
- ②池田公博「裁判員制度と報道の在り方—刑事手続の視点から」刑事法ジャーナル 15号 30頁-37頁、2009年、査読無し
- ③池田公博「違法な手続または証拠能力のない証拠と関連性を有する証拠の証拠能力」ジュリスト、1338号、212頁-216頁、2007年、査読無
- ④池田公博「検察官不出席の公判期日における判決言渡しの効力」刑事法ジャーナル、10号、145頁-150頁、2007年、査読無

〔図書〕（計1件）

- ①池田公博『報道の自由と刑事手続』、有斐閣、302頁、2008年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池田 公博 (IKEDA KIMIHIRO)
神戸大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：70302643

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者